

2025 年 4 月 1 4 日

お客さま 各位

株式会社 秋田銀行

在留期間満了にともなうお手続きのお願い
～外国籍のお客さまおよび雇用事業主さまへ～

Request to confirm the period of residence

当行では、日本に居住する外国籍のお客さまが口座を開設する際には、「在留カード」をご提示いただき、在留期間を経過していないことを確認させていただいております。また、お客さまとの円滑なお取引を継続するため、当初確認させていただいた在留期間が経過しているなど、在留期間が未確認のお客さまや間もなく経過するお客さまを対象に、あらためて在留カードをご提示いただき在留期間を確認させていただいております。

つきましては、大変お手数ではございますが、在留カードの更新が完了されたお客さまにつきましては、お近くの秋田銀行各支店窓口（口座開設店以外でもかまいません）、または下記 QR からお手続きをお願いいたします。

窓口にご来店の際にご持参していただくもの

- ・新しい在留期間が記載された在留カード（原本）
- ・通帳またはキャッシュカード
- ・ご印鑑（引っ越しなどで住所が変更となっている場合や口座の解約を行う場合）

（新しい在留期間・在留資格をお届けのお客さま）

（住所変更をされるお客さま）



郵便などで「在留期間の届出のお願い」をご案内させていただいたお客さまにつきましては、ご案内のお手続きをお願いいたします。

なお、当行で確認させていただいている在留期間が経過したお客さまの口座につきましては、ご利用が出来なくなることがございますのであらかじめご了承ください。

また、ご帰国や引っ越しなどで当行口座を今後ご利用されないお客さまは、必ず口座解約の手続きをお願いいたします。

（長期在留予定の外国籍の方向けパンフレット：金融庁）



日本語版.pdf



英語版（English）・ベトナム語版（Vietnamese）.pdf



他の言語は[こちら](#)から

（以上）